

「感染拡大防止協力金」に係る架空請求にお気を付けください

都が実施している「感染拡大防止協力金」（以下「協力金」という。）について、東京都の名をかたった文書により架空請求を行う悪質な事案が、都の担当部署に複数報告されています。

都では直接、第三者に委託をして、督促や返還手続き行っていないため、連絡を取ったり、支払いに応じたりしないようご注意ください。

1 架空請求の内容

協力金について、下記の発信者から事業者に対して、リバウンド防止期間中に、
2 2 時以降も酒類の提供を行っているにもかかわらず、支給要件に合致するよう
2 1 時以降に酒類の提供を取りやめたと偽ったとして「督促状」（別添資料）により
違約金の支払いを求める内容です。

2 架空請求文書の発信者等

（発信者）

東京都産業労働局代理 重田有都弁護士事務所 代表弁護士 重田有都

（連絡先）

東京都産業労働局 不正受給相談窓口 03-6421-8980

重田有都弁護士事務所 03-6425-7803

（支払口座等）

ゆうちょ銀行の口座を指定し、振り込むよう命じていますが、都においては、
金融機関・口座番号を示して支払う手続きは行っていません。

3 本件に関する問い合わせ先

<東京都感染拡大協力金等コールセンター>

0570-0567-92

受付時間 9:00から19:00まで（土日祝日も開設）

<産業労働局総務部企画調整課>

03-5320-4836

受付時間 8:30から18:15まで（平日のみ開設）

督促状

令和3年10月15日

東京都産業労働局代理

重田有都弁護士事務所

代表弁護士重田 有都



「東京都感染拡大防止協力金」の不正営業に関する

都の対応について

当法人は東京都産業労働局から、下記債権の請求に関する一切の一任を受けました。

東京都の調査により貴社は、これまで【東京都リバウンド防止措置期間】（今年令和3年10月1日より同年10月14日まで）において21時以降にも客の名前を確認後客が常連の場合のみ入店させ22時以降にも酒類の提供を行っており、協力金の支給要件に合致するよう、

「営業時間の短縮を実施し、更に21時以降の酒類の提供を取り止めた」と偽っている。

よって、東京都は、上記店舗は違約金の納付が確認されない場合、10月1日～10月24日の協力金を支給対象外とする。

都は、違約金（総支給予定下限額40%）として

¥ ー の支払いを下記代表者に納めるよう命じる。

違約金の期日までに納付が確認された場合のみ都は受付分の協力金の支給および新規受付分（10月1日～10月24日実施分も含める）

をこれまで通り行うものとする。

追徴金の支払い命令や店舗の公表は行わないものとし

嚴重注意処分とする。